六　銀行代理業者名　土井　範子
主たる営業所又は事務所の所在地　愛媛県四国中央市川之江町三千二百十七番地六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二日
銀行代理業者名　河野　恵子
七　主たる営業所又は事務所の所在地　高知県高岡郡津野町北川二千二百六十六番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二日
銀行代理業者名　石井　美子
八　主たる営業所又は事務所の所在地　佐賀県唐津市浜玉町五反田九百七十二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二日
銀行代理業者名　松村　清子
九　主たる営業所又は事務所の所在地　三重県四日市市三重六丁目百十三番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二日
銀行代理業者名　菅　ルリ
十　主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱五十番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二日
銀行代理業者名　垣外中秀子
十一　主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県吉野郡東吉野村大字平野九百七十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十二　許可番号　近畿財務局長（銀代）第七十六号
銀行代理業者名　長谷川崇朗
主たる営業所又は事務所の所在地　滋賀県野洲市近江富士二―五―十五
許可年月日　平成二十三年十一月十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十月二十六日
十三　銀行代理業者名　都築　弘美
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県長岡郡大豊町穴内千九百十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十四　銀行代理業者名　井上　伸子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県人吉市下戸越町千四十八番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十五　銀行代理業者名　山口マス子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県由布市庄内町阿蘇野三千七百三十六番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十六　銀行代理業者名　堀添てる子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県垂水市牛根麓二百九十二番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十七　許可番号　九州財務局長（銀代）第百七十一号
銀行代理業者名　桑元　誠司
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県大分市大字横瀬二千百七十一番地二
許可年月日　平成二十五年一月二十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十八　銀行代理業者名　加藤　均
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田百一番地十六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
十九　許可番号　東北財務局長（銀代）第九十八号
銀行代理業者名　齋藤とみ子
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県東置賜郡川西町大字小松八百八番地一
許可年月日　平成二十二年十月八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
二十　銀行代理業者名　矢倉　隆志
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県八戸市大字上野字高岩十一番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
二十一　銀行代理業者名　谷口　博一
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県都城市都原町七千二百七十八番地三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十一月一日
二十二　銀行代理業者名　鈴村　敏彦
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県加茂郡白川町黒川千二百六十一番地九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十二月一日
二十三　銀行代理業者名　上平　久芳
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県吉野郡下北山村大字上桑原八百七十一番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十二月一日
二十四　銀行代理業者名　佐藤　吉樹
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道函館市古川町六十三―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十九年十二月一日

○総務省告示第百六十六号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月二十七日

総務大臣　野田　聖子

一　試験事務を行う事務所の名称

変更後	変更前
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部西日本支部	一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部近畿支部

二　変更年月日

平成三十年四月一日

○総務省告示第百六十七号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月二十七日

総務大臣　野田　聖子

一　試験事務を行う事務所の名称

変更後	変更前
一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部西日本支部	一般財団法人日本データ通信協会情報通信人材育成本部近畿支部

二　変更年月日

平成三十年四月一日

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下次の表において「計画」という。）のうち産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下同じ。）が定める基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

租税特別措置法施行令第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下次の表において「計画」という。）のうち産業の振興に資する計画の基準として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。以下同じ。）が定める基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一